

高松地方裁判所委員会（第４７回）議事概要

１ 日 時

令和５年１１月２２日（水）午前１０時～午後零時

２ 場 所

高松高等裁判所大会議室

３ 出席者

（委 員）谷口安史、小早川龍司、谷川由紀、長瀬裕亮、深野英一、細川充、
水永抄洋、山田明広（五十音順、敬称略）

（事 務 担 当 者）石川事務局長、菊川総務課課長補佐

（説 明 者）高松地方裁判所刑事部 北村主任書記官、碓石事務官（補助者）

（オブザーバー）宮本民事首席書記官、村瀬刑事首席書記官

４ 議 事（■委員長、○委員）

（１）委員長の選任について

谷口委員が委員長に選任された。

（２）「刑事裁判における犯罪被害者保護制度」に関する説明

高松地方裁判所刑事部北村主任書記官及び碓石事務官から、刑事裁判における犯罪被害者保護制度の概要や公判において証人の精神的負担を軽減する措置等について、刑事部職員による遮へいの措置及びビデオリンク方式による証人尋問のデモンストレーションを交えて説明をした。

（３）意見交換

■ 改善点や留意事項などお気づきの点があればうかがいたい。裁判所は、あくまで公平・

中立な立場から判断する必要があるため、被告人の権利保護と被害者の保護を両立していかなければならないが、この点について、ご意見をおうかがいたい。

- これまで被害者の利益は検察官が代表するものとされてきたが、被害者参加制度が始まり、検察官席の横に被害者や被害者代理人弁護士が同席し、直接被害者の意見が法廷で示されるようになったことは、刑事弁護人としてはかなり印象的であった。

被害者の氏名等の秘匿がなされる事件では、誤って発言しないように、メモに「秘匿事件」や代替氏名を大きく書いておくなどの注意をしている。

- この20年余りで制度が徐々に整備されていったことを実感する。法律ができる前から、裁判所の裁量で運用として被害者保護はなされてきたが、法制度が明文化されてできることとできないことが明確になり、年々、被害者保護制度が充実してきたという印象である。遮へいやビデオリンクといった制度は、検察官から被害者に制度利用に関する説明をしながら実施されている。衝立の設置等については、事件によって誰と誰の間を遮へいするか、色々なパターンがあるため、一律に決めることは難しい点もあり、裁判所職員の皆さんが総出で計画を練ったうえで対応されている印象である。
- 犯罪被害者側は、逃げても恐ろしいトラウマから解放されないまま証言しなければならない場面に臨む必要がある。安心できる環境だと説明を受けたとしても、来るまでには非常に不安になったり、帰ってきてから苦しくなったりすることもある。付き添うことが許されたことで、被害者を支えるための情報を共有できる状況となり、以前に比べると配慮いただけていると感じる。
- 衝立の色は濃いグレーであったが、心情的に慣れない場所で緊張した状況では、例えばアイボリーといった、リラックスして本音の話がしやすい色の選択も考えられる。覗き窓の部分が機能しているか不安になるおそれがあり、素材を工夫することが考えられる。照明の照度や匂い、香りによっても負担を軽減する空間作りができる。

また、被害者の言うことが一方的に何でも認められるという状況ではなく、公平という線引きは大変難しい判断になるだろうと感じる。

- 衝立の色や環境整備など、貴重なご意見をいただいた。衝立に一方からだけ見えるように穴をあけたのも試行錯誤の1つである。被害に遭われても一切法廷に来られない方もおられ、アクセスしたいと望む方に制度として認められている。裁判所の公平、公正については、刑事裁判は、個人に対して刑罰権の発動が認められるかを裁判するものであるため、裁判所は被害者の立場に立つわけにはいかず、被害者の心情を理解して受け止めるにとどまることになる。制度化されて20年程度であるが、本日までの到達点を示させていただいたという理解である。
- 裁判所にとって、不用意に衝立が開かないよう職員が手で押さえておくなど、マンパワーが必要な仕組みだと感じた。予算上の問題もあり、商品化も期待できない道具を駆使して、手作りで工夫していくしかない。今後増加していく傾向であれば大変な対応になるだろうと思われる。視覚的な遮へのほか、音声はどうか。
- 現状、音声については、弁護人による弁護活動に声色は大事という意見もあり、映像で隠すところまでである。
- 証人について、氏名など秘匿することはあるか。
- 被害者を保護する方向で法整備が進んでおり、一定の要件で氏名など特定事項を秘匿することは認められる。有罪無罪が争われる場合、被害者自身に証言してもらう必要がある場面がある。
- 被害者保護制度で刑事弁護人活動は変わるか。
- 本質は変わらないと思う。ただ、証人尋問においては、弁護人が直接証人に質問して、証言内容が信用できるのか等のチェックをする役割があるが、ビデオリンク等の場合、映像から表情や態度を読み取らなければならないという難しさもある。
- 裁判員裁判では、大型モニターに分かりやすい資料を作って表示するが、どこまでやるかは悩ましい。性犯罪や生々しい殺人現場まで表示する必要があるか。被害者にも被告人にもプライバシーはあって、傍聴人にまで見せずとも裁判員と裁判官が分かっているといいのではという視点はある。
- 報道、取材の視点からは、原則として裁判の全面公開が望まれる。この事件は、起こ

るべくして起こったのか、防ぎようがあったのか、どこに問題があったのか検証するために必要である。生々しい写真を出さないのであれば、その写真の内容を裁判所がきちんと説明できるかが問題となる。そのためには、日ごろからの目線合わせが必要であり、裁判員制度による国民参加などにより社会を耕す必要がある。時代の変化とともに個人のプライバシーに対して、より慎重に配慮されるようになっている印象である。

- きちんと裁判がされているか監視することが裁判の公開の第一の目的で、被害者がどこの誰かで有罪無罪が決まることはほとんどなく、むしろ証拠がどのようなものだったか、主張がどうだったか、それを裁判官がどう判断したかが重要となる。
- 公平な裁判の実現のためには、プライバシー保護を害してでも公開される場面があるということは、丁寧な説明により、その納得を得るようにしなければならない。
- どの情報が人物を特定するものかなど、事案によってニーズは異なっており、ケースにあった制度を利用するよう説明した上で、制度利用の意思を確認している。
- 証人保護の要請は時代とともに変わってきていて、姿を現したくない名前を出したくないとか、プライバシーに対する保護の要請は年々強くなってきている。これを軽視しては刑事裁判自体維持することができない。すなわち、被害届を取り下げてしまっただけでは刑罰権を発動すべき事件で公判手続を実施できない。保護制度でカバーできるので頑張って刑事手続をしましょうという説得材料にはなりうるという意味で、法による選択肢が整備されつつある。
- 被害者の心情はケースによるし、以前に大丈夫であっても後に傷つくこともある。被害者に対しては丁寧に説明していく必要がある。

5 次回の予定

令和6年5月29日（水）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「配慮支援を必要とする方への取組み」